

# 災害廃棄物の受入について (令和6年能登半島地震)

清掃一組では、令和6年能登半島地震により発生した災害廃棄物の受入を実施しています。

## 1 受入の経緯について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により石川県は甚大な被害を受けました。令和6年2月29日に石川県より発表された「令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画」によると、この地震に伴う災害廃棄物の発生推計量は約244万トンと見込まれており、富山県、福井県等の中部ブロック内において広域処理が実施されてきました。

その後、公費解体の申請数が増加し、同年8月26日に石川県・環境省が発表した「公費解体加速化プラン」では災害廃棄物の発生推計量が332万トンに増加し、全量処理の目的が立たないことから、石川県は県内外での広域処理も含めた処理先の確保が必要と判断し、東京都へ災害廃棄物の広域処理の協力を依頼しました。その後、東京都は特別区に対し、災害廃棄物の受入について依頼し、特別区はこれを了承しました。

特別区では、受入にあたり、被災自治体である石川県輪島市及び珠洲市をはじめとする関係自治体（東京都市長会、東京都町村会、横浜市、川崎市、東京都、石川県）と同年9月13日付けで災害廃棄物処理の協定を締結し、輪島市

及び珠洲市の災害廃棄物の一部について清掃一組の清掃工場で受入処理を行うこととなりました。

## 2 受入の概要について

清掃一組では、令和6年9月に石川県を訪れ、災害廃棄物の保管、選別及び破碎の状況、搬出前の災害廃棄物の性状及び管理体制等を視察し、清掃一組の清掃工場での焼却処理に影響がないことを事前に確認しました。



性状確認の様子（石川県）

受入の概要は次のとおりです。

### 【受入見込期間】

令和6年9月27日から令和8年3月31日まで

### 【ごみ種類】

木くずを含む可燃性混合廃棄物（分別破碎等の前処理を実施したものに限る）

### 【受入総量】

4万トン（多摩地域、横浜市、川崎市を含む）

### 【受入方法】

災害廃棄物は選別、破碎等の前処理を行ったうえで、専用の鉄道コンテナに積み込みます。

災害廃棄物を積載した鉄道コンテナは鉄道と運搬車両に載せて、清掃一組の清掃工場まで運搬されます。



災害廃棄物を積み込む様子（石川県）

## 3 受入の実績等について

令和6年度は、9月27日より大田清掃工場第一工場をはじめ、中央、港、新江東、葛飾の5清掃工場受入処理を実施しました。受入量は、約10000トンとなりました。

令和7年度は、各清掃工場の定期補修工事のスケジュール等を踏まえて、受入先を選定し、受入処理を実施しています。

受入実績は、月別、工場別に集計し、翌月10日頃に清掃一組のホームページに掲載しています。

## 4 最後に

清掃一組では、石川県が目指す令和8年3月末の災害廃棄物処理完了に向けて、特別区及び東京都と連携して災害廃棄物の受入を行うことにより、被災地の一日も早い復旧、復興支援に努めていきます。引き続き、みなさまのご理解、ご協力をお願いします。



搬入の様子（葛飾清掃工場）



初回搬入の様子（大田清掃工場第一工場）

（東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部）